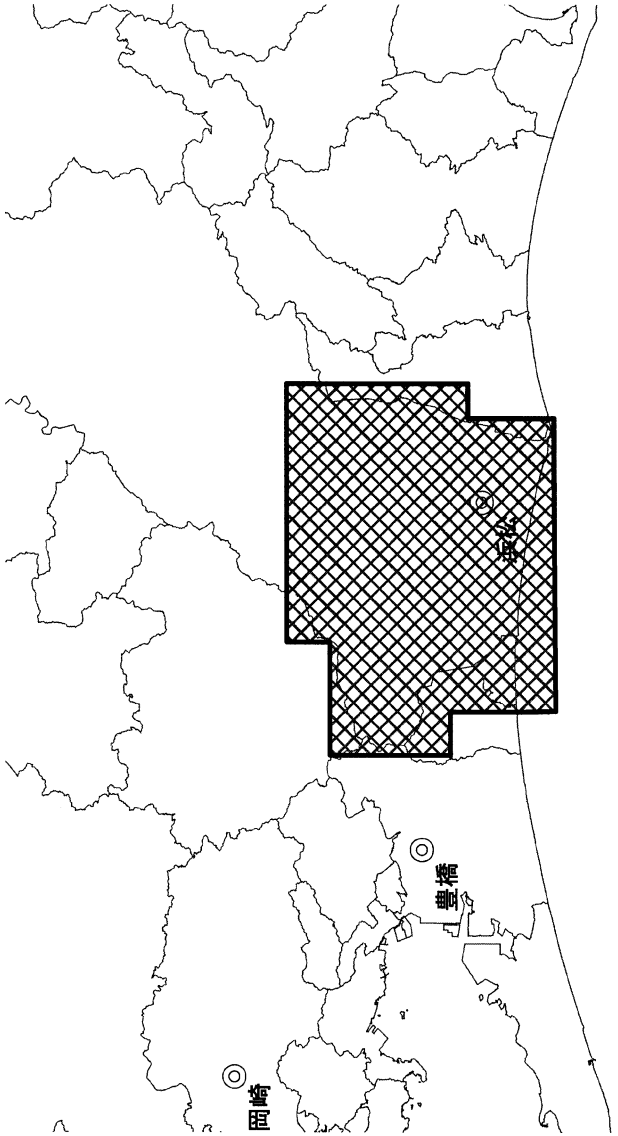
浜松地区



0　5　10 km

備考：　は数値空中写真（正射画像）の撮影範囲を示す

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第８０１号
神戸市長田区二番町３丁目１番２号
債務者　株式会社アーバンリンク
代表者代表取締役　栗山　直行
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３２１号
神奈川県藤沢市辻堂新町１－４－26－1401
債務者　株式会社ＰＩＯ
代表者代表取締役　井本　英志
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月６日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１０号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町32番地の１、商業登記簿上の本店所在地京都市下京区中堂寺庄ノ内町34番地の27
債務者　株式会社沙維
代表者代表取締役　髙田　義幸
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月６日午前11時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
東京都港区高輪２丁目15番21号
債務者　オプティスパン株式会社
代表者代表取締役　東　　義隆
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　保博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月７日午前10時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８９１号
神戸市須磨区千歳町４丁目１番12号Ｓ・Ｋビル２Ｆ
債務者　株式会社コラボ
代表者代表取締役　横矢　　弘
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４９号
北九州市門司区大里本町３丁目６番25－205号
債務者　有限会社ＭＡＮＮＡ
代表者代表取締役　荒牧　辰幸
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前10時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４９２号
埼玉県川口市東領家４丁目３番14号
債務者　株式会社タケウチコンテナ
代表者代表取締役　竹内トシ子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　誉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２０４号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３－1207号
債務者　株式会社ティー・ウェイ
代表者代表取締役　桑原　洋次
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部